

令和元年10月8日開催
決算審査特別委員会資料

平成30年度

鳥取県公営企業会計決算審査意見書

概 要 版

令和元年10月

鳥 取 県 監 査 委 員

はじめに

知事から監査委員に対し審査に付された平成 30 年度鳥取県公営企業会計の決算について、監査委員 4 人が慎重に審査し、審査意見書を令和元年 8 月 8 日付けで知事に提出しました。

その概要は次のとおりです。

《平成 30 年度鳥取県公営企業会計決算審査意見書》

第 1 審査の概要

公営企業会計の決算審査は、県営の電気事業、工業用水道事業、埋立事業及び病院事業の四会計を対象とした。

知事から提出された決算及び決算附属書類について、

- 1 決算の計数は、正確であるか
- 2 決算諸表は、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかなどを重点に審査を実施した。審査の実施に当たっては、地方公営企業法に定める「経営の基本原則」に基づいて、常に事業が経済性を発揮するとともに、本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されているかについて留意した。

第 2 審査の結果

決算の計数は、関係諸帳簿、証書類及び出納取扱金融機関の証明と符合し正確であり、また、決算諸表は、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認めた。

第3 審査の意見

1 企業会計

(1) 現 状

平成30年度の決算状況

電気事業については、経常損益、純損益とも3,539万円の損失となり、それぞれ前年度に引き続き赤字となった。(1万円未満切り捨て。以下同じ。)

工業用水道事業については、経常損益2億309万円、純損益2億903万円の損失となり、それぞれ前年度に引き続き赤字となった。

また、埋立事業については、経常損益、純損益とも6,621万円の利益となり、前年度に引き続き黒字であった。

(単位：千円)

区 分	電気事業	工業用水道事業	埋立事業
経常損益	△35,390	△203,092	66,212
特別利益	0	0	0
特別損失	0	5,944	0
当年度純損益	△35,390	△209,036	66,212
当年度未処理欠損金	35,390	3,305,002	4,525,331

ア 電気事業

電気事業では、水力発電所のリニューアル工事に伴う固定資産除却費の増加や風力発電所の修繕費用の増加等により、経常損益は前年度の2,236万円の損失からさらに1,303万円損失が増加し、3,539万円の赤字となった。

水力発電では、平成30年12月から私都川発電所の運転を開始した。

当年度の供給電力量は11万3,520MWh、電力料収入は14億7,299万円であり、供給電力量、電力料収入ともに目標を下回った。

年間を通して全般的に降雨量が少なかったことや、豪雨災害による加地発電所の運転停止等により、11か所の発電所のうち9か所の発電所で目標供給電力量を下回った。また、春米発電所は、リニューアル事業計画の変更に伴い当年度は運転しなかった。

平成30年度の目標に対する供給電力量は84.2%で、電力料収入

は 95.2%であった。

対前年度比では、供給電力量は 88.4%、電力料収入は 102.5%となった。

区分 年度	供給電力量(MWh, %)			電力料収入(千円, %)		
	目標(A)	実績(B)	率(B/A)	目標(C)	実績(D)	率(D/C)
平成30年度	134,790	113,520	84.2	1,546,768	1,472,997	95.2
平成29年度	144,187	128,371	89.0	1,555,367	1,436,866	92.4

風力発電では、供給電力量は 4,470MWh、電力料収入は 8,526 万円であった。

1・3号機の軸受更新工事による発電停止等により、目標に対する供給電力量及び電力料収入はいずれも 95.2%であった。

対前年度比では、供給電力量及び電力料収入のいずれも 90.2%であった。

区分 年度	供給電力量(MWh, %)			電力料収入(千円, %)		
	目標(A)	実績(B)	率(B/A)	目標(C)	実績(D)	率(D/C)
平成30年度	4,696	4,470	95.2	89,562	85,269	95.2
平成29年度	4,696	4,958	105.6	89,562	94,561	105.6

太陽光発電については、県内 8 か所で運転を行った。

通年で概ね順調な日射量に恵まれたことから、平成 30 年度の目標に対し、供給電力量は 111.5%、電力料収入は 111.4%といずれも目標を上回った。

対前年度比では供給電力量及び電力料収入のいずれも 93.9%であった。

区分 年度	供給電力量(MWh, %)			電力料収入(千円, %)		
	目標(A)	実績(B)	率(B/A)	目標(C)	実績(D)	率(D/C)
平成30年度	7,757	8,646	111.5	277,809	309,470	111.4
平成29年度	7,757	9,204	118.7	277,809	329,560	118.6

イ 工業用水道事業

給水事業所数は、前年度末と同じ 95 事業所であり、契約給水量は、前年度末より 100 m³/日増加して 3 万 4,450 m³/日となった。

年度 \ 区分	給水事業所数	契約給水量 (m ³ /日)	年間総給水量 (m ³)
平成 30 年度	95	34,450	8,049,066
平成 29 年度	95	34,350	8,293,684
増 減	0	100	△244,618

ウ 埋立事業

境港外港昭和地区は、平成 28 年度をもって完売となっている。

米子港旗ヶ崎地区は、処分対象用地 30 万 6,265 m²のうち、当年度末までの売却面積は 28 万 8,905 m²で、未売却面積は 1 万 7,360 m²（未処分率 5.7%）となっている。このうち 1 万 3,159 m²は長期貸付している。

境港外港竹内地区は、処分対象用地 87 万 959 m²のうち、当年度末までの売却面積は 65 万 7,775 m²で、未売却面積は 21 万 2,233 m²（未処分率 24.4%）となっている。この未売却面積のうち、当年度に 1 件、7,305 m²を長期貸付した。これにより未売却面積のうち 14 万 4,974 m²を長期貸付している。

埋立造成地	工場用地の状況
境港外港昭和地区	完売
米子港旗ヶ崎地区	ほぼ売却済み
境港外港竹内地区	未売却 212,233 m ² うち長期貸付 144,974 m ² 未分譲地 67,259 m ²

(2) 課題及び意見

ア 電気事業について

企業局においては、平成 29 年 3 月策定の「鳥取県企業局経営プラン（平成 29 年度～平成 38 年度）」（以下「経営プラン」という。）に基づき経営改革に取り組んでいる。電気事業については、春米発電所のリニューアル事業計画の変更等に伴い、平成 30、31 年度の収支見通しの見直しが行われたところである。

風力発電については、軸受更新工事による発電停止等により、供給電力量は目標に対して 95.2%となり、売電収入も目標の 8,956 万円に対して 8,526 万円と、430 万円下回った。

太陽光発電については、概ね順調な日射量が得られたことから、供給電力量は目標に対して 111.5%となり、売電収入も目標の 2 億 7,780 万円に対して 3 億 947 万円と、3,167 万円上回った。

水力発電については、供給電力量は目標に対して 84.2%、売電収入は目標の 15 億 4,676 万円に対して 14 億 7,299 万円と、7,377 万円下回った。その主な要因は次のとおりである。

① 平成 30 年 7 月に発生した豪雨により被災した加地発電所、横瀬川発電所が運転を停止した。なお、加地発電所は現在も運転を停止している。

② 若松川発電所では落葉による流入水の阻害対策として自動除塵機を設置し、一定の効果は見られたが、供給電力量は目標の 6 割程度にとどまった。

③ 降雨量の減少等により、年間を通して河川流量が減った。

平成 30 年度には新たな小水力発電所として私都川発電所を稼働させた。同発電所の総事業費は 7 億 677 万円、平成 30 年度は工事費 4 億 7,618 万円を支出した。

(ア) 小水力発電所等の稼働について

小水力発電所は、電力の地産地消や再生可能エネルギー利用による環境対策を設置目的としている。また、発電量は小規模であるが、有利な単価で売電できる固定価格買取制度（FIT（フィット）制度）に対応した収益効率の高い発電所である。しかし、その立地や施設の構造により自然環境や災害の影響を受けやすく、運転停止や稼働率の低下につながった。

については、その設置目的を踏まえつつ、施設の発電能力を最大限に発揮し、目標に近い電力を供給して収益を確保できるよう、これまでに顕在化した問題点への対処の効果を確認し、安定経営に取り組まれない。

なお、平成 30 年 7 月発生した豪雨災害により発電を停止している加地発電所については、関係先と調整の上、早期の再稼働に向けて努力されたい。

(イ) 公共施設等運営権の設定による運営について

企業局では、総括原価方式の 7 発電所のうち 4 発電所（小鹿第一発電所、小鹿第二発電所、春米発電所、日野川第一発電所）

について、令和2年7月から公共施設等運営権の設定を受けた選定事業者（以下「運営権者」という。）により運営する計画を進めている

経営プランについては、前述のように平成30年度に一部見直されたところであるが、運営権者による運営については、今のところ経営プランに盛り込まれていない。

については、公営企業として発電所を運営している趣旨を踏まえ、公共施設等運営権を設定した後の経営方針を経営プランに盛り込むよう検討されたい。

イ 工業用水道事業について

工業用水道事業については、「新規需要開拓」[※1]、「施設の適正管理」、「経常収支比率」の3項目を経営プランの目標として掲げており、後の2項目については、年度ごとの目標を定めている。平成30年度の経営プランの達成状況は、以下のとおりであった。

施設の適正管理については、日野川工業用水道事業において年間80箇所の漏水対策としていたところ、64箇所の修繕を実施した。修繕費は6,545万円で、昨年度の7,406万円に対して861万円減額となった。

経常収益は、経営プラン4億8,600万円に対して実績4億9,982万円と、見込みよりも多くの収益があった。経常費用は、経営プランの6億5,000万円に対して実績7億291万円と、見込みよりも多くの費用がかかった。経常費用が経常収益によってどの程度賄われているかを表す経常収支比率は、経営プランの74.8%に対し実績71.1%と、3.7ポイント下回った。

この事業は、一般会計からの出資金、借入金の利息の返還猶予、免除など、様々な対策を講じているところであるが、平成30年度の資金期末残高は2億8,367万円となり、前年度に比べ1億1,559万円減少し、ここ数年漸減している。

工業用水道は企業活動を支援するため、また、今後の企業誘致に当たっても不可欠なインフラである。そのためにも、工業用水道事業が持続可能となるよう財源確保策を検討されたい。

また、既存契約企業及び給水区域内の未契約企業に対して工業用水道の利用による経費削減効果や利用に当たっての助成制度の

周知を図るなどして、引き続き工業用水道の利活用に向けて積極的な働きかけを行われたい。

[※1] 新規需要開拓については、プラン対象期間を通じての目標として設定されている。

2 病院事業会計

(1) 現状

平成30年度の決算状況

中央病院の当年度純損益は、1億3,757万円の純利益となり、平成14年度以降黒字となっている。

厚生病院の当年度純損益は、3,265万円の純損失となり、前年度に続き赤字となった。

病院事業全体の当年度純損益は、1億492万円の黒字となっている。

平成30年度末の当年度未処理欠損金は58億9,079万円となり、前年度から1億492万円減少している。

(単位：千円)

区 分	中央病院	厚生病院	病院事業合計
経常損益	750,122	290,584	1,040,707
特別利益	153,043	895	153,938
特別損失	765,587	324,134	1,089,721
当年度純損益	137,578	△ 32,654	104,924
当年度未処理欠損金	834,367	5,007,591	5,890,793

注) 病院事業合計の当年度未処理欠損金には、病院統括管理費の当年度未処理欠損金を含む。

単位未満を切り捨てて表示しているため、損益計算及び病院事業合計において計算結果と一致しない場合がある。

ア 中央病院

患者数は、前年度に比べて入院患者数が256人増加(対前年度比100.2%)し、外来患者数は1,221人増加(対前年度比100.7%)した。

収支では、前年度に比べ医業収益が増加したものの、医業費用も増加し、医業損益は前年度の5億9,707万円の損失から5億899万円の損失となった。経常損益は前年度に比べ2億1,938万円増加し、7億5,012万円の利益となった。

イ 厚生病院

患者数は、前年度に比べて入院患者数が2,034人減少(対前年度比97.8%)し、外来患者数が5,809人減少(対前年度比95.2%)した。

収支では、前年度に比べ医業収益が増加した一方、医業費用は横ばいで、医業損益は前年度の7億3,170万円の損失から4億107万円の損失となった。経常損益は、前年度に比べ3億3,930万円増加し、2億9,058万円の利益となった。

(2) 課題及び意見

病院局においては、病院事業が公営企業として経済性を発揮するとともに公共の福祉を増進するため、診療機能の充実を図るとともに安定した経営状況を維持する必要があることから、次のことについて積極的に取り組まれない。

ア 健全経営等について

両病院については、それぞれ平成28年12月に策定した「第Ⅲ期鳥取県立病院改革プラン」(平成28年度～32年度)(以下「改革プラン」という。)に基づいて運営を行っている。平成30年度においては、両病院とも医業収支比率などの経営指標が改革プランの目標を達成できなかった。

中央病院は、改革プラン策定時には新病院の開院を平成30年10月に見込んでいたこともあり、入院、外来とも延べ患者数は改革プランの目標を下回った。医業収益が目標に届かず、医業費用は人件費が抑えられたものの高額医薬品の使用などにより材料費が増加したため、医業収支比率は目標の99.1%に対し実績96.2%と2.9ポイント下回った。新病院の開院に伴う人件費の増加は目標の範囲内で推移しているが、薬品費などの材料費は想定を超えて大幅に増加している。

厚生病院は、入院、外来とも延べ患者数が改革プランの目標を大幅に下回った。医業収益が目標を下回り、医業費用は薬品費などの材料費が抑えられたものの人件費が増加したため、医業収支比率は目標の94.4%に対し実績94.2%と0.2ポイント下回った。

両病院は、今後も医師など医療従事者の確保による人件費の増加が見込まれ、人材確保については他病院等との獲得競争もあり、病院経営を取り巻く環境は依然として厳しいものと予想される。

改革プランの中間年度を終了したところであり、遂行状況を検証して課題を整理し、各医療圏において、県立病院に求められる役割を継続して果たしていけるよう、引き続き経営の健全化に努

める必要がある。

(ア) 中央病院の新病院開院に伴う収益確保について

中央病院は平成30年12月に新病院を開院し、屋上ヘリポートの設置や救命救急センター、M F I C U等の拡充、ハイブリッド手術室など手術部門の強化、P E T - C Tや強度変調放射線治療機器などの最新鋭の機器を導入するなど医療機能の充実に努めるとともに、一般病床を増床して総病床数を518床としたところである。

新病院の建設と医療機器の充実に当たっては多額の企業債を発行しており、今後、長期に渡り多額の償還を行っていくこととなるとともに、多額の減価償却費が発生することなどにより医業費用も増大することが見込まれる。

医業費用の圧縮のため、これまでも医薬品及び診療材料の一括調達による費用削減に努めてきたが、平成31年4月から新たに厚生病院と医薬品の共同購入の取組みを始めたところである。

中央病院は、山陰地方で唯一D P C特定病院群の指定を受けることにより、医業収益の確保に貢献している。D P C特定病院群には、大学病院本院群並みの診療密度が求められることから、現段階で今後の指定は見通せないものの、指定の有無は経営に与える影響は大きいため、維持に向けて努力しているところである。

ついては、中央病院においては新病院の機能を最大限に発揮し、診療報酬の評価基準を維持するなど収益の確保に努めるとともに、医薬品の共同購入等による費用の抑制に努め、引き続き経営の健全化を図られたい。

(イ) 厚生病院の財務改善の継続について

厚生病院については、中部地域の急性期病院として県民の健康維持を図っているところであるが、近年は患者数の減少や人件費等の費用の増大により厳しい経営状況が続いていた。

平成29年度から診療報酬の加算措置の積極的な取得に努めたことなどから、患者数は減少しているものの、平成30年度は2億9,058万円の経常利益を計上し、前期の赤字から大幅な黒字に

転じている。また、純損失は前期の3億4,408万円から3,265万円に大きく改善しており、その経営努力は評価されるべきものである。

また、平成30年6月には地域医療支援病院の承認を受けるとともに、地域がん診療連携拠点病院として外来化学療法室の環境改善や相談室不足等の解消を図るため、地域医療連携棟の増築による「がん患者支援センター（仮称）」の整備を計画し、令和元年度中の完成に向けて現在取組みを進めているところである。

については、厚生病院においてはこれらの加算措置の維持等に努めながら、中部保健医療圏における中核病院として、引き続き健全経営に向けて努力されたい。

イ 医療従事者の確保について

鳥取大学への医師派遣要請、薬剤師の採用試験の前倒し実施、看護師の夜勤専従勤務制度の普及活用などにより人員の確保に努めている。

これらの取組みにより人員は充足されてきているが、県の基幹病院・地域の中核病院として求められる医療を提供するためには、引き続き医療従事者の確保へ注力が必要である。

(ア) 医師について

中央病院では、新病院開院に向け医師の確保の取組みを進めてきたところであるが、新病院では改革プランで手術件数の大幅な増加を見込んでおり、引き続き手術や救急医療に対応する麻酔科医及び救急専門医の一層の体制強化が求められる。

厚生病院では、常勤医師の確保に努力した結果、泌尿器科は平成31年4月からの常勤医師の配置につながったが、皮膚科及び眼科の常勤医師は引き続き不在の状況である。また、病理医は平成29年度から空席となっており、中部地域のがん拠点病院として常勤医師の確保が当面の課題となっている。

については、鳥取大学など関係機関と連携を密に取りながら、引き続き必要な医師の確保に努められたい。

(イ) 薬剤師について

投薬の調剤に加え服薬指導に不可欠な薬剤師の確保については、採用試験の実施時期の前倒しや薬学部の多い県外会場での実施、また、薬学部設置大学の就職説明会への参加などの取り組みを行っている。

これらの取り組みにより薬剤師の最低限の確保に向けては一定の成果があったものの、依然として両病院とも病棟への配置や服薬指導等を行う十分な人数を確保できていない状況が続いている。特に厚生病院では、夜勤体制の維持に支障を来している状態が解消されていない。

については、薬学部の設置されている大学など関係機関と連携を取りながら、引き続き薬剤師の確保に努められたい。

(ウ) 看護師について

新規採用の取り組みでは、県内外の看護学校への訪問や随時採用等を年間を通して実施しているところであり、看護学生や高校生を対象としたオープンホスピタルを開催するなど、積極的に人員の確保に努めている。

中央病院は、新病院の開院に向けて看護師の採用を計画的に進めてきており、近年の採用者を中心にスキルアップを進めているところである。

これらの取り組みにより両病院とも看護師については、定数をほぼ満たしているものの、産前産後休暇・育児休業者も多く、中途退職する職員もいることなどから、実際に勤務に当たる職員を十分に確保できているとはいえないのが現状である。

また、産前産後休暇・育児休業からの復帰後は夜勤免除の勤務を望む職員も多く、病院としては、安定的な夜勤体制の維持に苦慮している。

については、関係機関等と密に連携を取りながら、夜間も含めて安定した看護が提供できるよう、引き続き看護師の確保に努められたい。

ウ 未収金（患者自己負担分）の回収について

過年度未収金は前年度と比較して、中央病院では956万円、厚生病院では47万円減少したものの、それぞれ1億220万円、2,223万円と依然として多額の未収金がある。

両病院とも、時間外や休日にも医療費の計算・請求を行うなど未収金の発生を防ぐ取組みを行っており、クレジットカードによる収納を休日・夜間についても対応している。

回収については、債権分類に基づいて取組みを進めており、職員による電話や臨戸訪問による督促を行うとともに、回収が難しい事案については、弁護士への債権回収業務委託等の対策を行っている。

これらの取組みにより過年度未収金の額は減少しているものの、発生から10年を超える古い債権など対応困難な債権も依然として残っている。

簡易裁判所への申立により強制執行が可能になる支払督促制度を活用するため、病院として支払督促制度を適用するための要件を引き下げ、さらなる未収金の回収に努めていくこととしている。

については、案件ごとの特性に即したきめ細かな対応を行い、引き続き未収金の回収に積極的に取り組まれない。

以上が、平成30年度公営企業会計決算の審査意見書の概要であります。